



2 江 監 第 7 9 4 号
令和 3 年 4 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	川 北 直 人
同	新 島 つねお

令和 2 年度随時監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年度 随時監査（工事）報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和2年度実施工事のうち下記工事の施工状況を対象とした。

- (1) 江東きつずクラブ南砂六丁目改修工事
- (2) 御船橋架替工事（その2）
- (3) 仙台堀川公園改修工事（その2）
- (4) 江東区立豊洲西小学校校舎増築その他改修工事

2 監査の対象部課

- (1) 総務部営繕課
- (2) 土木部道路課、河川公園課
- (3) 教育委員会事務局学校施設課

3 監査の実施期日

令和3年1月26日

第2 監査の手続

監査の対象工事について、工事概要調書及び工事工程表等の資料を求め、監査当日は、監査事務局にて、所管課長からの工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場において関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

工事は、おおむね適正に進捗しており、特に指摘する事項はない。
なお、監査の際に散見された軽微な誤りについては、口頭で改善を促した。